

高圧電気設備の地絡警報装置

改正対象

鋼船規則 H 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

鋼船規則 H 編では、高圧電気設備の配電、構造及び保護装置等に関する要件を規定している。当該規則において、高圧電気設備に対して、「すべての系統には可視可聴の地絡警報装置を備えなければならない」と規定している。しかし、この表現では、システム全体としてではなく、各高圧給電回路に個別に地絡検出を要求していると解釈される可能性があった。

本規定の基となる IACS 統一規則 E11 及び IEC 60092-503 では、配電システム全体に対する地絡監視及び可視可聴警報を要求しているものの、個別の回路ごとには要求していない。

今般、国際基準との整合性の確保及び誤った解釈の防止を目的として、関連規定を改める。

改正内容

高圧電気設備の地絡警報装置に関する要件を明確化する。

施行及び適用

2026 年 1 月 1 日から施行

ID:DD25-13

「高圧電気設備の地絡警報装置」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">鋼船規則 H 編 電気設備</p> <p style="text-align: center;">2 章 電気設備及びシステム設計</p> <p>2.17 高圧電気設備</p> <p>2.17.4 保護装置等 (日本籍船舶用)</p> <p>-10. <u>配電システムで生じた地絡を表示する可視可聴警報装置を備えなければならない。</u></p> <p>(外国籍船舶用)</p> <p>10 Devices capable of indicating any earth fault in <u>the distribution system</u> by means of <u>a visual and audible alarm</u> are to be provided.</p>	<p style="text-align: center;">鋼船規則 H 編 電気設備</p> <p style="text-align: center;">2 章 電気設備及びシステム設計</p> <p>2.17 高圧電気設備</p> <p>2.17.4 保護装置等 (日本籍船舶用)</p> <p>-10. <u>すべての系統には可視可聴の地絡警報装置を備えなければならない。</u></p> <p>(外国籍船舶用)</p> <p>10 Devices capable of indicating any earth faults in <u>systems</u> by means of <u>visual and audible alarms</u> are to be provided.</p>	<p>国際基準 (IACS 統一規則 E11 中 2.4.2 及び IEC 60092-503 中 4.9.7) との整合性確保のため、個別の系統に対してではなく、システム全体の地絡監視及び可視可聴警報を要求していることを明確化する。</p> <p>改正理由は上記と同様。</p>
<p>附 則</p>		
<p>1. この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。</p>		